

懲戒処分等の公表

令和 7 年 8 月 21 日

令和 7 年 8 月 20 日付けで、職員の懲戒処分を行ったので、懲戒処分等の公表基準に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 被処分者 教育委員会 主査 (56歳・女性)

2 処分の内容 停職 1 箇月

3 処分年月日 令和 7 年 8 月 20 日

4 事案の概要

過去に財務会計システムを所管する部署に所属していた被処分者が、その際に知り得た当該システムの管理者権限を利用して不正にアクセスし、自らの当該システムの権限を管理者権限に少なくとも 2 回、変更した。この件について、総務部長と行政課長から注意を受け、管理者権限で利用ができなくなると、その後は他課職員に当該システムの ID、パスワードとして使用している職員番号を聞き出す等により、他人に成りすまして当該システムにログインした。

今回の事件は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に違反する行為であり、町職員全体の信用を著しく損ねることになった。このような状況は、地方公務員法第 32 条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」、第 33 条「信用失墜行為の禁止」等に抵触するため、同法第 29 条第 1 項の規定に基づき懲戒処分とした。

※不正アクセスにより、横領や情報漏えいは確認されていない。

※本事件については、裾野警察署に既に通報を行った。

※本事件処分に併せて副町長（最高情報セキュリティ責任者）及び管理監督者（財務会計システム所管担当課長・リーダー）については、管理監督責任を問い、同日付で口頭注意とした。

5 処分に係る副町長（最高情報セキュリティ責任者）コメント

本町の財務会計システムに対し、町職員が自らの与えられた権限を越えて不正アクセスした行為は、法律に反する行為であり、法令を遵守しなければならない公務員にあってはならない行為であるとともに、町民の皆様の信頼を大きく裏切る行為でもあります。

今回の事態を重く受け止め、今後はこのようなことが起こらぬよう、改めて全職員に情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するよう指示したところであり、今後、引き続き全庁をあげて再発防止に取り組み、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

【問い合わせ】

長泉町行政課長 佐藤久敬

電話番号 ９８９－５５００